

ハラスメント行為による懲戒処分について

埼玉支部において、以下のとおり、就業規則に違反した者があったことから、同規則第 60 条に基づく懲戒処分を行った。

事 項	内 容
事案の概要	<p>昨年 11 月に埼玉支部長が管理職 1 名に対して職務上の地位の優位性を背景として、威圧的な態度で他の職員の面前で当該職員を叱責し、精神的苦痛を与えていたことが判明した。</p> <p>この行為は、基金職員として許されざる非違行為であることから、就業規則に基づき、5 月 31 日付で懲戒処分とした。</p>
処分年月日	令和 4 年 5 月 31 日
被処分者の所属、職務の等級及び処分量定	社会保険診療報酬支払基金 埼玉支部 管理職（支部長） 停職 7 日間